

次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議 事
 - (1) 令和5年度 事業経過報告
 - (2) 令和5年度 PTA会計・PTA特別会計決算報告
 - (3) 令和5年度 会計監査報告
 - (4) 令和6年度 役員選考並びに役員承認
 - ◎ 令和5年度役員 離任のあいさつ
 - ◎ 令和6年度役員 就任のあいさつ
 - (5) 令和6年度 事業計画案
 - (6) 令和6年度 会計予算案
 - (7) PTA会則の改訂について
 - (8) その他
- 5 校長あいさつ
- 6 閉会のことば
 - 連絡・依頼事項
 - 地区連絡会



令和5年度 PTA 事業報告

岩倉市立岩倉南小学校

月	日	主な行事等	内容・開催場所	参加者
3	14	新旧役員会	年間行事 PTA 総会事前打ち合わせ	新旧役員・校長・教頭
4	10	交通安全当番	交通安全街頭指導	会長・校長
	21	授業公開、PTA 総会 学年懇談（希望制）	令和4年度事業報告、会計報告、 会計監査報告 新役員選出承認、令和5年度事業計画案、 会計予算案審議等 【南小体育館】	全会員・職員
		地区別連絡会	顔合わせ 【南小体育館】	全会員・各通学班担当
5	10	交通安全当番	交通安全街頭指導	会長・校長
	15	第1回役員会 第1回委員総会	第1回委員総会打合 経過報告、委員会委員長等選出、年間計画 PTA スクールガード	役員・校長・教頭 役員・委員・校長・教頭
	24	市P連総会	【市消防本部】	新旧会長・副会長・校長
	22～31	ベルマーク回収		全会員
6	11	授業公開		全会員・職員
	13	県PTA連絡協議会総会	愛知県芸術文化センター	校長
	19	第2回役員会 第2回委員総会	第2回委員総会内容打合 水やりボランティア、 PTA スクールガード等	役員・校長・教頭 役員・委員・校長・教頭
	30	第1回学校保健委員会		厚生委員・職員
7	10	交通安全当番	交通安全街頭指導	会長・校長
	13	岩倉市青少年問題協議会	【生涯学習センター】	役員・職員
	18	家庭教育委員会研修会	【県教育会館】	役員
	26	市P連教育懇談会	【アテリア総体文】	役員・校長
	21～8/27	親子水やりボランティア	（祝日・土・日 13日間）	会員・児童
29	丹葉地区人権教育指導者研修会	【江南市民文化会館】	役員・教頭	
9	2	母と女教師の教育講演会	【Home & nico ホール・一部オンライン】	役員・職員
	11	第3回役員会 第3回委員総会	第3回委員総会内容打合 役員・委員選出、南っ子フェスタ、 PTA スクールガード等	役員・校長・教頭 役員・委員・校長・教頭
	20	交通安全当番	交通安全街頭指導	会長・校長
	19～29	ベルマーク回収		全会員
	30	運動会		全会員・職員
10	10	交通安全当番	交通安全街頭指導	会長・校長
	12	PTA 教育講演会	講師：宮口智恵さん	文化・広報委員・会員

11	6	第4回役員会 第4回委員総会	第4回委員総会内容打合 南っ子フェスタ、書き損じはがき回収、 特別会計について、来年度の役員等選考	役員・校長・教頭 役員・委員・校長・教頭
	11	市民ふれあい祭環境フェア		会長
	21~30	ベルマーク回収		全会員
	25	健やかな子どもを育てる会	教育対話集会（江南市民文化会館）	会長・職員
12	6~8日	保護者会		全会員
	20	交通安全当番	交通安全街頭指導	会長・校長
	22	青少年非行被害防止運動	岩倉駅前	職員
1	10	交通安全当番	交通安全街頭指導	会長・校長
	20	授業参観・南っ子フェスタ		全会員・職員
2	5	第5回役員会 第5回委員総会	R5事業中間報告・会計中間報告 R5特別会計中間報告、学校評価 R6役員・委員選出、年間計画	役員・校長・教頭 役員・委員・校長・教頭
	20	交通安全当番	交通安全街頭指導	会長・校長
	2/24~3/9	地区別情報交換会	3月中に新1年生を交えて各地区で開催	役員・委員・会員
3	1	6年生を送る会		職員
	12	みなみ212号発行		
	12	新旧役員会	役員引き継ぎ 【会議室】	新旧役員・校長・教頭
		PTA 会計監査	会計監査委員による会計監査	役員・校長・教頭
	19	第77回卒業式		役員・会員・職員

令和5年度 PTA各委員会事業報告

〔文化・広報委員会〕

月	日	主な行事等	内容・開催場所	参加者
5	15	第1回委員総会 文化・広報委員会	活動計画作成	文化・広報委員
6	19	第2回委員総会 文化・広報委員会	教育講演会打ち合わせ	文化・広報委員
9	11	第3回委員総会 文化・広報委員会	PTA新聞「みなみ」 第212号作成計画	文化・広報委員
	30	運動会	自転車整理	文化・広報委員
10	12	文化・広報委員会	教育講演会 講師：宮口智恵さん	会員・文化・広報委員
11	6	第4回委員総会 文化・広報委員会	PTA新聞作成計画 南っ子フェスタ 計画	文化・広報委員
12		文化・広報委員会	PTA新聞 原稿執筆依頼	文化・広報委員
1	19	南っ子フェスタ準備	掲示物・景品準備 きらきら広場	文化・広報委員
	20	南っ子フェスタ	「釣り」ゲーム	委員・会員
2	5	第5回委員総会 文化・広報委員会	PTA新聞について	文化・広報委員
3	12		PTA新聞「みなみ」 第212号発行	文化・広報委員

〔生活委員会〕

月	日	主な行事等	内容・開催場所	参加者
5	15	第1回委員総会 生活委員会	前任より引き継ぎ 活動計画作成	生活委員
		校区内立て看板点検	校区全地区	生活委員
6	19	第2回委員総会 生活委員会	立て看板補修計画 立て看板在庫確認（図工室）	生活委員
		立て看板補修作業	南小学校近く	生活委員
9	11	第3回委員総会 生活委員会	南っ子フェスタ計画	生活委員
	30	運動会	自転車整理	
11	6	第4回委員総会 生活委員会	南っ子フェスタ準備・依頼	生活委員
1	19	南っ子フェスタ準備	掲示物・景品準備 きらきら広場	
	20	南っ子フェスタ	「射的」ゲーム	委員・会員

2	5	第5回委員総会 生活委員会	南っ子フェスタ反省 来年度への引き継ぎ	生活委員
2/24～ 3/9		地区別情報交換会	各地区	委員・会員

〔厚生委員会〕

月	日	主な行事等	内容・開催場所	参加者
5	15	第1回委員総会 厚生委員会	前任からの引き継ぎ	厚生委員
	22～31	ベルマーク回収		会員
6	19	第2回委員総会 厚生委員会	ベルマーク集計	厚生委員
	30	第1回保健委員会	ヤクルト東海 体育館	厚生委員
7	10	ベルマーク・イカトリック 集計・整理	前年度分の整理 ベルマーク・イカトリック送付 きらきら広場	厚生委員
9	11	第3回委員総会 厚生委員会	ベルマーク集計	厚生委員
	19～29	ベルマーク回収		会員
	30	運動会	自転車整理	厚生委員
10	16	ベルマーク・イカトリック 集計・整理	ベルマーク仕分け作業	厚生委員
11	8	第2回保健委員会	いのちの授業 体育館	5年生会員 厚生委員
	6	第4回委員総会 厚生委員会	ベルマーク仕分け作業 南っ子フェスタ 係・景品	厚生委員
	21～30	ベルマーク回収		会員
1	19	南っ子フェスタ準備	掲示物・景品準備 きらきら広場	厚生委員
	20	南っ子フェスタ	「輪投げ」ゲーム 本館2F南っ子広場	厚生委員
2	5	第5回委員総会 厚生委員会	ベルマーク仕分け作業 活動報告	厚生委員

令和5年度 P T A 会計決算書

岩倉南小学校PTA

1 収入総額	923,219 円
2 支出総額	914,352 円
3 差引残額	8,867 円

1 収入の部 (金額の単位:円)

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
会 費	867,300	854,700	△ 12,600	
繰 越 金	7,189	7,189	0	
雑 収 入	60,000	61,327	1,327	「総合保障」集金事務手数料 非常食非常水
そ の 他	3	3	0	利息
合 計	934,492	923,219	△ 11,273	

2 支出の部 (金額の単位:円)

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考	
運営費	1 総会費	3,000	0	3,000	印刷用紙代等
	2 会議費	4,000	0	4,000	お茶、コーヒー代等
	3 事務費	20,000	0	20,000	事務用消耗品費
	4 旅費	10,000	0	10,000	
	5 慶弔費	10,000	10,000	0	
	6 負担費	54,000	53,690	310	県P連 尾P連 丹P連 P障害補償保険等
事業費	7 文化委員会費	30,000	50,000	△ 20,000	文化広報委員会研修費
	8 生活委員会費	25,000	0	25,000	南っ子フェスタ準備
	9 厚生委員会費	5,000	1,080	3,920	ベルマーク発送等PTA新聞「みなみ」発行費
	10 PTA事業費	200,000	38,500	161,500	PTA新聞
教育振興費	11 援護奨励費	100,000	414,744	△ 314,744	教育援護費
	12 児童派遣費	20,000	5,220	14,780	校外での活動費
	13 視聴覚教育費	150,000	39,600	110,400	視聴覚教育充実に係る補助
	14 学校行事関係費	70,000	162,810	△ 92,810	学校行事関係の補助
	15 環境美化費	200,000	109,433	90,567	校内環境整備の補助
	16 積み立て	20,000	20,000	0	周年事業 壁画改修
その他	17 雑費	5,000	9,275	△ 4,275	転出会員への会費返却
	18 予備費	8,492	0	8,492	
合 計	934,492	914,352	20,140		

※ 各項目間の流用を認める。

※ 差引残高 8,867円は、次年度に繰り越します。

会計書類を監査したところ、正確かつ適切であることを報告します。

令和6年3月22日

会 計 監 査

佐 藤 久 子

【資料3】

令和5年度 岩倉南小学校PTA特別会計

令和6年3月22日現在

1	収入総額	35,932 円
2	支出総額	35,932 円
3	差引残額	0 円

1 収入の部 (単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
南っ子フェスタ収益金	20,932	
段ボール等	15,000	
繰越金	0	
合 計	35,932	

2 支出の部 (単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
P T A特別積み立て	20,000	周年事業
西館壁画改修工事費積み立て	15,932	
合 計	35,932	

※特別積立金 56,893 円 (R6. 3. 22現在)

※西館壁画修繕費特別積立金 523,593 円 (R6. 3. 22現在)

会計書類を監査したところ、正確かつ適切であることを報告します。

令和6年3月22日

会計監査

佐藤久子 印

令和6年度 岩倉南小学校PTA役員名簿（案）

役職	氏名	児童名		地区名
会長	澤村 真帆	斗碧	5	野寄
副会長1	荒木 美紀	康志	6	大地南
副会長2	横井るみ子	菜々香	6	大地西
書記	松川 範子	紅葉	6	大地東
会計	牧 貴美	結賀	5	西沼
会計監査	浅田 美穂	咲那	5	川井

令和6年度 岩倉南小学校PTA地区常任委員（案）

役職	氏名	児童名	学年	地区名
地区常任	寺澤 あや	明恒	6	北島
地区常任	今井 美和	蒼汰朗	5	野寄
地区常任	森 優実	琥珀	5	川井
地区常任	長坂菜緒子	柚	5	南新町
地区常任	高山真知子	遥輝	6	大地東
地区常任	馬島由実子	諒	6	大地南
地区常任	藤原 有紀	有亜	6	大地西
地区常任	上田祐美子	美緒	6	大地西
地区常任	杉山 美帆	敦星	5	大地北
地区常任	貴船 逸香	宏美	5	西沼
地区常任	中野栄里子	陽茉莉	4	旭町
地区常任	奥山 明子	航希	6	中央町

令和6年度 P T A事業計画

岩倉市立岩倉南小学校

月	会 議 ・ 事 業 等	専 門 委 員 会 等	市 P 連 ・ 学 校 行 事 等
4	PTA総会(25) ・令和5年度事業経過報告・決算報告 ・新役員選出承認 ・令和6年度事業計画案・予算案等		授業公開(25) 遠足1～4年(19)
5	第1回委員総会(17 10:00～) 委員会(活動計画・ベルマーク収集の計画) 委員会(活動計画・危険箇所立て看板確認) 委員会(実技講座・PTA新聞作成計画)	役員・委員 厚生 生活 文化・広報	家確認(2) 市P連総会(22) 野外学習(12・13) 尾P連総会(30)
6	第2回委員総会(14 10:00～) 委員会(ベルマーク集計) 委員会(南っ子フェスタ企画) 委員会(文化講座企画)	役員・委員 厚生 生活 文化・広報	授業公開(8) 県P連総会(11) 修学旅行(20・21)
7	人権教育指導者研修会	役員	市P連教育懇談会 保護者会(10～12)
9	第3回委員総会(6 10:00～) 委員会(ベルマーク集計・発送) 委員会(南っ子フェスタ準備) 委員会(文化講座企画)	役員・委員 厚生 生活 文化・広報	運動会(28)
10	PTA指導者研修会	役員	
11	第4回委員総会(8 10:00～) PTA新聞みなみ編集	役員・委員 文化・広報	秋の遠足(28) 南っ子発表会(16)
12	委員会(ベルマーク集計・発送) 委員会(PTA新聞みなみ編集)	厚生 文化・広報	保護者会(11～13)
1	役員選考委員会 PTA南っ子フェスタ準備(17) PTA南っ子フェスタ(18) PTA新聞みなみ編集	役員 役員・委員 役員・委員・会員 文化・広報	尾P研究発表大会 授業公開(18)
2	第5回委員総会(7 10:00～) PTA新聞みなみ編集	役員・委員 文化・広報	
3	PTA新聞みなみ発行(212号)	文化・広報	卒業式(19) 修了式(24)

令和6年度 P T A 会計予算書 (案)

岩倉南小学校PTA

1 収入総額	934,492 円
2 支出総額	934,492 円
3 差引残額	0 円

1 収入の部

(金額の単位:円)

項 目	R 5 年 度 決 算 額	R 6 年 度 予 算 額	差 額	備 考
会 費	854,700	867,300	12,600	175×12×413 保護者381、職員32
繰 越 金	7,189	7,189	0	
雑 収 入	61,327	60,000	△ 1,327	「総合保障」事務手数料等
そ の 他	3	3	0	利子
合 計	923,219	934,492	11,273	

2 支出の部

(金額の単位:円)

項 目	R 5 年 度 決 算 額	R 6 年 度 予 算 額	差 額	備 考	
運 営 費	1 総会費	0	3,000	3,000	総会用消耗品等
	2 会議費	0	4,000	4,000	会場費等
	3 事務費	0	20,000	20,000	事務用消耗品
	4 旅費	0	10,000	10,000	PTA用務出張旅費
	5 慶弔費	10,000	10,000	0	会員葬儀の香典・生花等
	6 負担費	53,690	54,000	310	県・尾張・丹波PTA、障害補償保険等
事 業 費	7 文化委員会費	50,000	30,000	△ 20,000	実技講習、PTA新聞発行費
	8 生活委員会費	0	25,000	25,000	立て看板製作 南っ子フェスタ
	9 厚生委員会費	1,080	5,000	3,920	ベルマーク発送等
	10 PTA事業費	38,500	200,000	161,500	PTA事業活動費
教 育 振 興 費	11 援護奨励費	414,744	100,000	△ 314,744	教育援護費
	12 児童派遣費	5,220	20,000	14,780	校外での活動費
	13 視聴覚教育費	39,600	150,000	110,400	視聴覚教育充実のための補助
	14 学校行事関係費	162,810	70,000	△ 92,810	学校行事関係の補助
	15 環境美化費	109,433	200,000	90,567	校内環境整備の補助
	16 積み立て	20,000	20,000	0	周年事業 壁画積立
そ の 他	17 雑費	9,275	5,000	△ 4,275	転出会員への会費返却
	18 予備費	0	8,492	8,492	PTA特別行事等
合 計	914,352	934,492	20,140		

※ 各項目間の流用を認める。

岩倉南小学校PTA会則(案)

第1章 名称および事務局

第1条 この会は岩倉南小学校PTAという。

第2条 この会は事務局を岩倉南小学校に置く。

第2章 目的および活動

第3条 この会は父母と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- (1) よい父母、よい教職員となるように努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
- (3) 児童の生活環境をよくする。
- (4) 公教育費を充実させることに努める。
- (5) 国際理解に努める。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針によって活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とする行為は行わない。
- (3) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 岩倉南小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者
- (2) 岩倉南小学校の校長および教職員

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。会費は、月額175円とする。

第8条 会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

第5章 経理

第9条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員、委員、顧問

第13条 この会の役員および委員は次のとおりである。

- (1) 役員

会長	1名
副会長	2名
書記	2名(内1名は教職員)
会計	2名(内1名は教職員)
会計監査	2名(内1名は教職員)

(2) 常任委員 若干名(各地区代表、教職員代表)

(3) 委員 若干名(協力委員)

※ なお、常任委員および委員の人数については、細則において定めることとする。

第14条 役員は、他の役員、会計監査または選挙管理委員を兼ねることはできない。

第15条 役員(会長、副会長、書記、会計、会計監査)の選出は委員総会において構成された選考委員会が会員中より選出し、総会の承認を受ける。具体的な役員選出方法は細則で定める。

第16条 役員、委員の任期は1年とするも、再選を妨げない。役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。

第17条 常任委員は、地区別委員および教職員より選出された代表委員とする

第18条 委員は、活動ごとに募集された協力委員とする。

第19条 本会には顧問を置くことができる。

第20条 顧問は総会の議決により、会長が委嘱する。

第21条 会長は次の職務を行う。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 他の役員および校長の意見を聞いて、専門委員会の委員を委嘱する。
- (3) 委員総会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。

第22条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第23条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会、委員総会など、この会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第24条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 総会において、会計監査を経た決算報告をする。
- (3) この会の財産を管理する。
- (4) 予算の立案について協力する。

第25条 会計監査はこの会の会計事務の監査にあたる。

第26条 常任委員はこの会の事業の企画と運営にあたる。

第27条 委員はこの会の事業についての進展をはかる。

第28条 顧問は重要事項の諮問に応じる。

第7章 選挙管理委員会

第29条 会長候補の選挙に関する事務を処理するときには、選挙管理委員を置く。

第30条 選挙管理委員会は、委員総会で互選された委員により構成する。

第31条 選挙管理委員は、その任務を終了したときに解任される。

第8章 役員選考委員会

第32条 役員の候補者を指名するときには、役員選考委員会を置く。

第33条 役員選考委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める。

第34条 役員選考委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第9章 会議および運営

第35条 会議は総会、委員総会、常任委員会、役員会とし、会長が召集する。

第36条 総会はこの会の最高決議機関であり、年1回以上、これを開く。委員総会が必要と認めるとき、または、会員の10分の1以上の要求があったときに開催することができる。

第37条 総会は、会員の3分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない場合は、委員総会をもってすることができる。

第38条 委員総会は、総会に次ぐ決議機関でこの会の諸活動を審議し決定する。定足数は委員総数の2分の1とする。

第39条 委員総会は、会長が必要と認めるときまたは構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第40条 常任委員会は、役員及び常任委員によって構成し、総会ならびに委員総会の決議による業務の執行及び事業の企画や緊急事項の決議、処理を行う。常任委員の2分の1の出席を必要とする。

第41条 委員総会は専門委員会を設け、この会の運営にあたる。専門委員会と活動内容は次の通りとする。

(1) 文化広報委員会…会員の研修活動、PTA新聞を中心とした広報活動

(2) 生活委員会…校外における児童の安全を守る活動

(3) 厚生委員会…保健面の活動、ヘルマーク集計活動

第42条 会議の議長は、その都度構成員中より選出し、議事は出席者の過半数の賛成によって成立する。

第10章 細則

第43条 この会の運営に関し必要な細則は、会則に反しない限りにおいて、委員総会の議決を経て定める。委員総会において、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第11章 改正

第44条 この会の会則は、総会において出席者の3分の2

以上の賛成によって改正することができる。

附 則 この会則は、平成9年4月1日から施行する。

岩倉南小学校PTA細則

第1条 南小学校の校区を次の11の地区に分け、役員および常任委員、委員の選出を行う。

旭町、南新町、川井町、北島町、野寄町、中央町
西沼、大地北、大地東、大地南、大地西

第2条 常任委員については、各地区代表12名(大地西は2名)、教職員4名(教頭、教務、校務、生徒指導)で構成する。なお、新1年生の保護者を除く会員の数が20名未満の地区においては、常任委員を毎年選出するかわりに役員の選出を免除することができる。

第3条 委員については、活動ごとに募集された協力委員若干名で構成する。

第4条 役員の選出については、各地区ごとの会員数を勘案し、地区割りおよび役職を決めることとする。

各地区から6名の役員を、教職員から3名の役員を選出する。ただし、岩倉市PTA連絡協議会会長校を担当する年度については、地区割りに関係なく役員を選出するものとする。

第5条 会費による会計(一般会計)と会費以外の会計(特別会計)から、必要な事業への積立金(周年事業積立、壁面改修等)を支出できることとする。

第6条 役員選考委員会の委員は若干名とし、選出方法と併せて役員で協議して決めることとする。

※ 令和元年9月6日 第13条、16条、37条の一部を改定
13条 会計監査2名→会計監査2名(内1名は教職員)
16条 役員委員は1回に限り再選を妨げない→回数削除
37条 やむを得ない場合(総会の開催ができない場合)は、委員総会をもってすることができる

※ 令和3年2月19日 第13条、18条、41条の一部を改定
13条 学年委員 → 協力委員
18条 各学年より選出された学年委員→立候補・推薦により選出された協力委員
41条 文化委員会 → 文化広報委員会…会員の研修活動、PTA新聞を中心とした広報活動
厚生委員会の活動内容→保健面の活動、ヘルマーク集計活動

※ 令和5年4月28日 第13条(1)(3)、18条、27条、29条の一部を改定、細則 第2条、3条、5条、6条の一部を改定

【教育目標】

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成 — 「まなび」「かかわり」「いのち」 —

【目指す子ども像】

まなび（知）
進んで学び、
創意工夫する子ども

かかわり（徳）
よく考え、正しく
行動する子ども

いのち（体）
心身を鍛え、
がんばりぬく子ども

《 確かな学力 》

- ☆ 仲間の考えを聴き、
自らの考えを広げ深める
授業づくり
- ◇ 主体的・対話的で深い学びに
向けた授業改善の推進
- ◇ 生きて働く知識・技能の習得
- ◇ 未知の状況に対応できる思考
力、判断力、表現力の育成
- ◇ 基礎基本の定着と少人数指導
によるきめ細やかな支援
- ◇ 特別支援教育、インクルーシブ教育
への理解と温かな指導・支援
- ◇ 1人1台端末の効果的な活
用、情報モラル教育の推進

《 豊かな心 》

- ☆ 認められ、尊重され、
自己の存在感を味わえる
仲間づくり
- ◇ 安心できる関係、親和的な集
団づくりの推進(QU, 結EN活用)
- ◇ 道徳教育・人権教育の充実
による豊かな人間性と規範意識・
人権意識の醸成
- ◇ 学校行事・学級活動等を通し
た集団への帰属意識の育成
- ◇ 異学年、異校種、地域とのか
かわりを大切にした体験的な活
動の推進

《 健やかな心と体 》

- ☆ いのちを大切に、
健やかでたくましい
心と体づくり
- ◇ 挨拶、マナー、生活リズム
等の基本的生活習慣の定着
- ◇ 防災・安全教育の推進に
よる安心安全な環境の整備
- ◇ 健康教育、食育、いのち
の教育、性教育の推進
- ◇ 体づくり運動の充実、発
達段階に応じた体力づくり
- ◇ 清掃指導の充実による快
適な校内環境づくり

【目指す学校像】

特色ある学校づくり

開かれた学校づくり

信頼される学校づくり

- 教育目標達成に向けての意図的・計画的で地道な教育活動の実践
- 家庭との連携強化，地域に根ざした教育活動の推進
- 家庭・地域への情報発信，学校評価を生かした教育活動の推進
- 幼保小中連携，コミュニティスクール(地域運営協議会)の推進
- ◇ 子どもが明日も「通いたくなる学校」(安全で安心な環境)
- ◇ 保護者が安心して「通わせたい学校」(信頼・連携)
- ◇ 地域が誇れる「おらが学校」(地域の中核としての役割)
- ◇ 教職員が生かされ「働きがいのある学校」(同僚性・専門性)

☆ 明るく 楽しく 元気な学校

☆ ありがとうと笑顔いっぱい
の学校

【現職教育研究主題】

「 自 ら 学 び を 紡 ぐ 子 ども た ち 」

【本年度の重点努力目標】

- ① 安全な学校環境の中で、安心できる人間関係・居場所づくり、親和的な集団づくりに努める。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」に向けての授業改善を通して、自ら学びを紡いでいける子を育てる。
- ③ 道徳教育、人権教育の充実を図り、豊かな人間性と人権意識・規範意識の醸成に努める。
- ④ 特別支援教育・インクルーシブ教育への理解を図り、個に応じた細やかで温かな指導・支援を進める。
- ⑤ 学校における「あたりまえ」を見つめ直し、生活・学習面での「あたりまえ」を磨いていく。
- ⑥ 同僚性・専門性を高め合える教職員集団、互いに支え合える風通しのよい職場環境づくりを進める。

令和6年度 職員構成一覽

岩倉市立岩倉南小学校

校 長	宮 崎 健 治	教 頭	森 弘 明
教務主任	仙 石 祐 治	校務主任	吉 門 浩 児
事務主任	継 田 隆		
学年	1組	2組(学年主任)	3組
1年	星 野 由紀子	森 田 愛	長谷部 美 保
2年	金 本 菜津子	竹 内 裕 紀	玉 井 やよい
3年	鈴 木 智 也	岡 愛 矢	吉 田 未 沙
4年	樋 口 珠 実	熊 澤 徳 人	門 脇 穂 高
5年	古 川 彩 花	江 口 諒 介	小 屋 聡 子
6年	田 中 祐 月	伊 藤 拓 磨	
特別支援4組 (知的)	湯 浅 直 子	特別支援5組 (知的)	岩 井 匠 実
特別支援6組 (知的)	長 江 文 菜	特別支援7組 (自情)	脇海道 亜希子
特別支援8組 (肢体)	藤 田 佐和子	養護教諭	永 木 詠 梨
日本語指導	倉 地 飛 鳥	通級指導	岩 崎 沙 希
理科専科指導 少人数指導	山 内 亮 穂	外国語専科	宮 田 江美子
少人数指導 (音楽専科)	松 葉 くるみ	少人数指導	
少人数指導 初任研校外補充	安 井 夕 子	初任研校内補充	石 黒 美悠己
外国語教育	堀 英 子	特別支援教育 支援員	櫻 井 美恵子
特別支援教育 支援員	阪 上 真理子	特別支援教育 支援員	西 川 美乃里
特別支援教育 支援員	佐 橋 京 子	子どもと親の 相談員	塚 原 恵理子
フィリピン語通訳	マラハットマリアレテイア トリゲス	読書指導員	岩 田 いく子
用務員	片 山 典 子		

岩倉市いじめ防止基本方針(概要版)

いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは、どの学校にも起こりうる問題であり、すべての児童生徒に関わる問題である
- いじめの防止等に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である
- 学校、教育委員会、家庭、地域、その他の関係機関が連携し、子どもたちが集団の一員としての自覚と自己肯定感を身に付けることができるように取り組む

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

関係者の責務

○いじめの未然防止

教育委員会

- ・いじめを生み出さない学校づくりを支援する

学校

- ・児童生徒と、いじめについての認識を共有する
- ・他者を大切にす気持を育むことのできる教育活動や学校づくりに努める
- ・児童生徒のコミュニケーション能力の向上に取り組む
- ・人権尊重の取組の充実に努める

保護者

- ・子どもとの会話に努め、命を大切にす心や他を思いやる心を育み、規範意識の醸成等に努める

地域

- ・「地域とともにある学校づくり」を推進する

○いじめの早期発見

教育委員会

- ・児童生徒や保護者が相談しやすい環境の充実に努める

学校

- ・研修等を通じて、いじめに対する指導力の向上を目指す
- ・相談しやすい環境を整える
- ・保護者を通じて家庭での子どもの様子を把握する

保護者

- ・情報モラルの指導やルールづくりを行う
- ・子どもがいじめに関わっていると気づいた時は、学校、関係機関等と連携し、適切な措置をとる

子ども

- ・いじめを見かけたときは勇気を持って、見て見ぬふりをしないように努める

地域

- ・いじめの情報を積極的に提供する

○いじめへの適切な対応

教育委員会

- ・学校へ指導・助言を行い、適切な対応が講じられるよう支援する
- ・問題解決後も継続的に状況を把握し、再発防止に努める

学校

- ・いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、迅速かつ組織的に対応する

保護者

- ・市や学校が講ずる取組に対して必要な協力を行う

学校としての取組

学校は、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえ、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

- (1)学校いじめ防止基本方針を策定する
- (2)いじめ防止等のための組織を設置する
- (3)いじめの未然防止の取組
- (4)いじめの早期発見の取組
- (5)いじめに対する処置



岩倉市としての取組

学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、力を合わせていじめの防止等の対策を総合的に推進する

(1)岩倉市いじめ問題対策連絡協議会

教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、学校の代表者、学校の保護者の代表者、児童相談センター、人権擁護委員、主任児童委員、警察署等で構成する「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する

(2)教育委員会の附属機関の設置

教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の対策が効果的に行われるよう「岩倉市いじめ問題専門委員会」を設置する

(3)広報・啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、さまざまな機会を通して、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行う

(4)教職員の資質の向上

専門的知識や高い観察力、洞察力に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実に努める

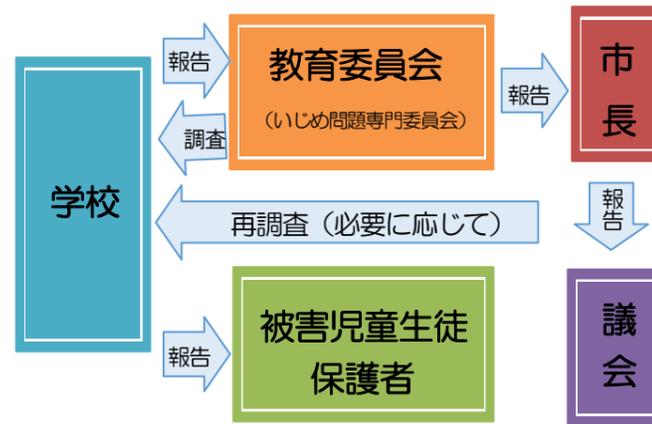
(5)インターネット等を介したいじめへの対応

インターネット上のサイト等における誹謗中傷等のトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努める

重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



- ①学校は教育委員会を通して市長に速やかに報告する
- ②学校または教育委員会により調査する
- ③児童生徒や保護者へ情報提供(プライバシーへの配慮)を行う
調査結果を教育委員会は市長に報告する
- ④市長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができる
- ⑤市長は、再調査を行ったときは議会へ報告する
あわせて必要な措置を講ずる

令和6年度 いじめ防止基本方針

岩倉市立岩倉南小学校

「いじめ」とは、児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 2013年）

「いじめ」は、いじめを受けた児童の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいきます。

いじめ防止対策の重層的支援構造

発達支援的生徒指導 課題未然防止教育	課題早期発見対応 (早期発見・即時対応)	困難課題対応生徒指導 (いじめ解消・事後支援)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相互のかかわりを大切に、多様性を認め、人権を尊重する児童の育成を目指します。 ○ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む学級・授業づくりに努めます。 ○ 学校の教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図り、体験活動を推進し、豊かな心の醸成に努めます。 ○ 岩倉市子ども条例・岩倉市子ども人権合い言葉などへの理解を深めます。 ○ 保護者や地域の方への啓発に努め、連携していじめ防止に取り組めます。 ○ 児童がネットいじめの加害者や被害者とならないよう情報モラル教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケートや教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。 ○ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。 ○ 定期的開催する生徒指導委員会や情報交換会において、児童の様子や変化を報告し合い、児童理解に努めます。 ○ 子どもと親の相談員やスクールカウンセラー(SC)と常に連携し、問題の早期発見に努めます。 ○ 岩倉市教育支援センターやスクールソーシャルワーカー(SSW)、児童相談センターなどの外部の相談機関と連携し、児童が悩みや心配ごとを相談しやすい環境を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ発見や通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。 ○ 必要に応じて問題対策チームを立ち上げ、問題の解決を図ります。 ○ スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係諸機関との連携のもとで取組を進めます。 ○ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを進めます。 ○ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組めます。

【 いじめ・不登校対策委員会の設置 】

- 全職員によって構成される「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、担任等特定の教員だけで抱え込むことのないよう組織として対応します。

【 重大事態への対応 】

- 重大事態とは、いじめによって児童が以下のような被害を被ったときをいいます。

- ・ いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応し、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

【 学校の取組に対する検証・見直し 】

- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止に関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。

令和6年5月

岩倉南小学校保護者各位

岩倉市立岩倉南小学校長 宮 崎 健 治

南海トラフ地震等の大規模地震への対応について

大きな地震が発生した(心配がある)場合は、お迎え(引き取り)をお願いします
--

1 岩倉市に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応

(1) 在校中に発生した場合

ただちに活動を中止し、児童や施設等の安全を確保した後、緊急引き取り下校を実施します。

(2) 在宅中に発生した場合

登校を見合わせ、自宅で待機します。地域や施設の状況から対応を協議し、以後の教育活動の実施については保護者連絡アプリ「スグール」及び南小ホームページで連絡します。

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

※「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、気象庁から発表される情報です。

(1) 在校中に発表された場合

いったん活動を中止し、安全を確保します。地域や施設の状況から対応を協議し、以後の教育活動の実施については保護者連絡アプリ「スグール」及び南小ホームページで連絡します。

⇒ ① 大きな地震の心配がない場合は、通常^の教育活動を継続します。

② 大きな地震の心配がある場合は、ただちに緊急引き取り下校を実施します。

(2) 在宅中に発表された場合

登校を見合わせ、自宅で待機します。地域や施設の状況から対応を協議し、以後の教育活動の実施については保護者連絡アプリ「スグール」及び南小ホームページで連絡します。

⇒ ① 大きな地震の心配がない場合は、通常通り(時間を遅らせて)登校し、授業を実施します。

② 大きな地震の心配がある場合は、当面の間、自宅で待機します。

【参考 気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報の種類(キーワード)と学校の対応】

キーワード	学校の対応	各情報(キーワード)の概要
調査中	安全を確保し、対応を協議します	○ 南海トラフ沿いで異常な現象(マグニチュード6.8以上の地震等)を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合
巨大地震警戒	避難準備(引き渡し等)を開始します	○ 想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	事前の避難はありませんが、地震への備えを確認します	○ 監視領域内において、マグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合及び想定震源域内のプレート境界面において通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	通常の活動を継続します	○ 「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※学校の対応は状況に応じて変わることがあります。

★★ よく見えるところに掲示して下さい ★★ 岩倉南小学校 電話 66-1008

令和6年4月

岩倉南小学校保護者各位

岩倉市立岩倉南小学校長 宮崎 健治

暴風警報・特別警報発表等，異常気象時における対応について【改訂版】

- 【特別警報の発表基準】 ○ 数十年に一度の大雨，強度の台風，積雪等が予想される場合，現象の種類に応じて，「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」等の特別警報として発表される。
- 【特別警報発表時の対応】 ○ ただちに命を守る行動をとる！

1 登校する以前（在宅中）に岩倉市に「暴風警報」，「特別警報」が発表されている場合

暴風警報等解除の時間帯	授業について
① 午前6時30分の時点で既に解除されている	通常通り授業を実施します
② 午前6時30分の時点では継続し，午前11時の時点で解除されている	午後1時から授業を開始します 昼食を済ませた上で，5・6時間目の授業の準備をして登校させてください
③ 午前11時を過ぎても解除されていない	授業を中止します

※ 上記①～②の場合でも，道路・橋・家屋の浸水や破壊等により，登校が危険な場合は登校を見合わせてください。（学校への連絡をお願いします。）

2 登校後（在校中）に岩倉市に「暴風警報」，「特別警報」が発表された場合

- (1) 警報発表時の気象状況・道路及び交通の状況を判断して，全児童を安全に帰宅させ得ると判断した場合には，当日の授業を中止して速やかに下校させる準備をします。

- ・ 原則，ほとんどの児童については，集団下校させます。
- ・ 「放課後児童クラブ」に所属している児童は，学校（児童クラブ）で待機させます。
- ・ 保護者から迎えの連絡があった児童は，学校で待機させます。お迎えをお願いします。

- (2) 戸外の通行が危険と認めた場合には，安全が確認されるまで児童を学校で待機させます。学校待機が長時間になる場合の対応については，tetoru及び南小ホームページで連絡します。

3 校区に「緊急安全確保」「避難指示」「高齢者等避難」が岩倉市より発令された場合

岩倉南小学校区：旭町・川井町・北島町・下本町・昭和町・大地町・中央町・野寄町・南新町

- (1) 在宅中に発表された場合は，自宅で待機します。
- (2) 在校中に発表された場合は，気象状況や地域の状況により直ちに集団下校又は学校待機します。

4 その他

- (1) 大雨警報，大雪警報，暴風雪警報等が発表された場合
自宅待機をする場合や，緊急下校が必要になった場合には，tetoru及び南小ホームページで連絡します。連絡のない場合は，通常通り授業を行います。
- (2) ゲリラ豪雨等，地域の状況により激しい雨・増水など危険な場合は，それぞれ保護者の方の判断で登校を見合わせてください。（学校への連絡をお願いします。）

これらの対応については，保護者連絡アプリ tetoru 及び南小ホームページで連絡します。

★★ よく見えるところに掲示してください ★★ 岩倉南小学校 電話 66-1008

令和6年4月8日

保護者各位

岩倉市教育委員会

「県民の日学校ホリデー」及び「ラーケーションの日」の実施について

日ごろは、本市の教育行政推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では愛知県が進める「休み方改革プロジェクト」の方針に則り、令和6年度も下記のように「県民の日学校ホリデー」と「ラーケーションの日」を実施します。

これらは、子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、豊かな時間を過ごすとともに、保護者の有給休暇の取得を促すことを目的としております。

つきましては、趣旨をご理解の上、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 「県民の日学校ホリデー」の日

令和6年11月22日（金）

※ 詳しくは、愛知県教育委員会作成のチラシをご覧ください。学校 HP の配付文書にてご確認いただけます。

また、この日は、本事業の趣旨に鑑み、教職員の休暇促進も図るため、学校閉校日としますので併せてご理解ください。

2 「ラーケーションの日」取得可能期間（3日間まで）

令和6年4月30日（火）～ 令和7年3月24日（月）



岩倉南小学校 HP

※ ラーケーションの取得手続きにつきましては、後日ご案内する「ラーケーションの日の取得方法（令和6年度版）」をご参照ください。また、県から配付されたリーフレットなどもご覧ください。こちらも、学校 HP の配付文書にてご確認いただけます（保護者用リーフレット、児童生徒用チラシ）。

（問合先）岩倉市教育委員会 学校教育課 電話 0587-38-5818

ラーケーションの日の申請方法(令和6年度版)

<利用できる日数・期間、給食を欠食処理できる期限などに、昨年度から変更があります>

1 どんな目的で利用できるの？

- (1) ラーケーションの日は、平日だからこそできる家庭での主体的な学び・体験を応援するために、愛知県が設けた制度です。
- (2) 下記のような家庭での学びのために、有効に利用しましょう。
- ① 文学や歴史など文化に関すること
 - ② 自然や環境など科学に関すること
 - ③ 音楽や美術などの芸術に関すること
 - ④ スポーツや生活などの健康に関すること
 - ⑤ その他の体験的・探究的・奉仕的な活動など

2 いつ・何回申請できるの？

- (1) ラーケーションの日は、事前に申請しなければなりません。
- (2) 令和6年度は **4月30日～3月24日までの間に、合計3日申請**することができます。
- (3) 1日ずつでも、複数日連続でも申請できます。
- (4) 学校行事などを年間計画や学年通信で確認し、計画的に申請しましょう。
- ※ **11月22日**は県民の日・学校ホリデーのため、学校休業日となっています。

3 出席日数や授業の補充はどうなるの？

- (1) ラーケーションの日は欠席扱いになりません。
- (2) 当日の授業の補充は行いません。授業内容は家庭で学習しましょう。

4 給食はどうなるの？

- (1) 下表の期限までにラーケーションの申請があった場合、自動的に欠食処理します。
- (2) 期限後の申請は欠食できませんのでお気を付けください。
- (3) 欠食分の返金は、翌月にゆうちょ口座へ返金します。(振込手数料は保護者負担)

ラーケーションの日	欠食処理できる申請期限
4月30日～5月2日	4月10日～4月23日 17:00 までに申請してください。
5月7日～3月24日	各月とも、 前月24日 17:00 までに申請してください。



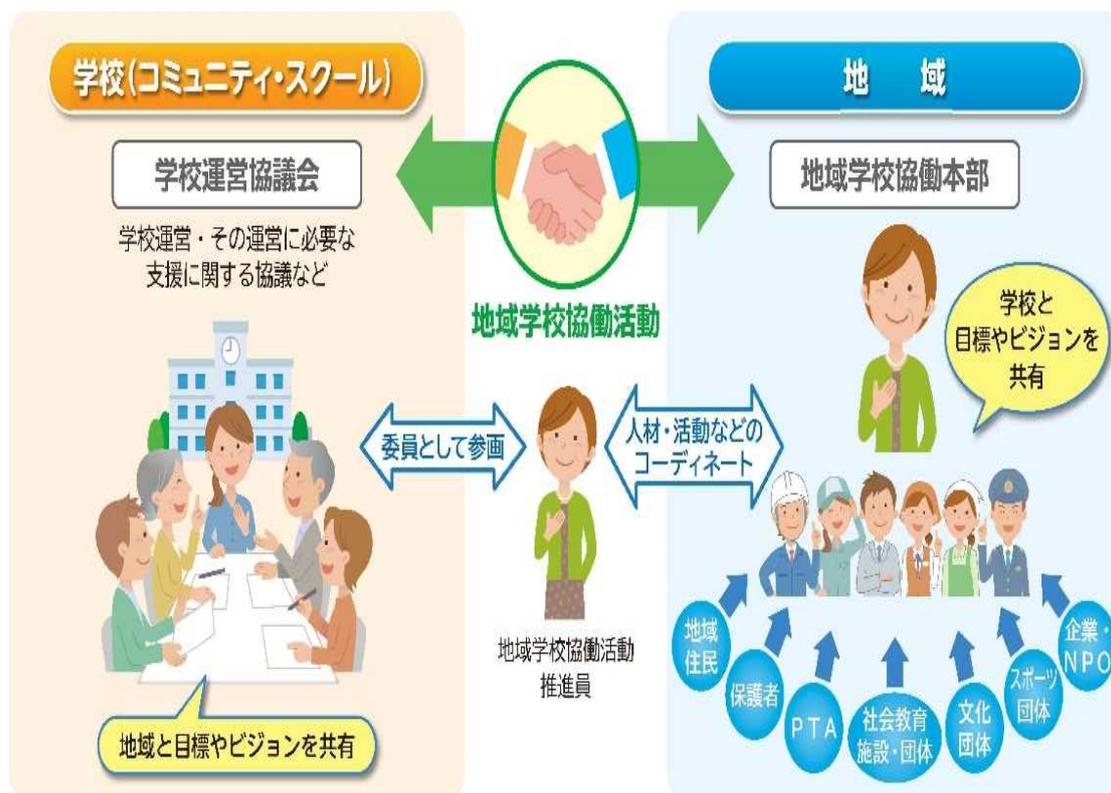
5 どうやって申請するの？

- (1) 右のQRコードを読み取り、質問に答えながら申請してください。
- (2) 当日の出席確認のため、QRコードからの申請とあわせて、**保護者連絡アプリでの欠席連絡も忘れずに行ってください。**
- ※ 保護者連絡アプリの移行作業のため、「**すぐーる**」を登録するまでは、引き続き「**t e t o r u**」で欠席連絡してください。
- ※ 「**すぐーる**」では「**欠席連絡**」から「**都合欠**」を選択し、備考欄に「**ラーケーション**」と入力してください。
- (3) 兄弟・姉妹については、お手数でもそれぞれで申請してください。

<申請後の変更・取り消しの注意事項>

- ① 申請後に変更したい場合、申請を取り消したい場合には、**連絡帳または電話**で、できるだけ早く学校へご連絡ください。
- ② 申請日の3日前(土日祝日を含まず)の17:00を過ぎると給食を復活できません。その際には、**弁当持参**となることをご了承ください。(例)水曜日の申請を取り消す場合は前週の金曜日17:00まで

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議^(※)等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化**につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、**一体的に推進することで**、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「熟議」とは…多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。

令和6年度 年間行事計画

岩倉市立岩倉南小学校

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1月	1週	1水		1土		1月		1木		1日	17週
2火		2木	午前授業 午後：家確認	2日	10週	2火	全校集会	2金		2月	始業式
3水	入学式準備	3金	憲法記念日	3月	応急手当講習	3水		3土		3火	2学期給食開始
4木	入学式	4土	みどりの日	4火	全校集会	4木		4日		4水	
5金	着任式・始業式 中学校入学式	5日	6週 こどもの日	5水	委員会③	5金		5月		5木	
6土		6月	振替休日（こどもの日）	6木	歯科①9:00 プール開き	6土		6火		6金	PTA役員会・委員総会③
7日	2週	7火	全校集会	7金		7日	15週	7水		7土	
8月	通学班集会①	8水	委員会② 検尿2次	8土	授業公開	8月		8木		8日	18週
9火		9木	耳鼻科①13:30	9日	11週	9火		9金		9月	
10水	委員会① 学級写真 給食開始(2~6年) クラブ調査	10金		10月	代休	10水	保護者会1	10土		10火	
11木	通学路点検 避難訓練	11土		11火		11木	保護者会2	11日	山の日	11水	委員会⑤（運動 会関係）
12金	1年生を迎える会	12日	5年野外学習 7週	12水	クラブ④	12金	保護者会3 通学班集会②	12月	振替休日 （山の日）	12木	
13土	北島子ども会（体育館）9時~11時30分	13月	5年野外学習	13木	4年エコルセンター① 歯科②9:00	13土		13火		13金	
14日	3週	14火	5年代休日	14金	4年エコルセンター② PTA役員会・委員総会②	14日	16週	14水		14土	
15月	1年給食開始 検尿配付 眼科①14:00	15水	クラブ②	15土		15月	海の日	15木		15日	19週
16火	検尿一次	16木	内科②13:30	16日	12週	16火		16金		16月	敬老の日
17水	全校集会（認証式） 検尿一次	17金	内科③13:30 PTA役員会 委員総会①	17月		17水		17土		17火	全校集会
18木	学テ（6年国・算） 15年心電図	18土	南小学校区スポーツ大会10時~11時30分	18火	全校集会	18木	1学期給食最終	18日		18水	クラブ⑤
19金	春の遠足1~4年 56年弁当 体力テスト56年	19日	8週	19水	6年4時間授業（給食後下校）1~5年5時間下校 4年エコルセンター③	19金	終業式	19月	全校出校日	19木	
20土		20月		20木	6年修学旅行	20土		20火		20金	
21日	4週	21火	全校集会	21金	6年修学旅行	21日		21水		21土	
22月	遠足予備日（全員弁当）	22水		22土		22月		22木		22日	20週 秋分の日
23火	NRT・知能検査 検尿予備日	23木	耳鼻科②13:30	23日	13週	23火		23金		23月	振替休日 （秋分の日）
24水	クラブ1	24金	内科④13:30	24月		24水		24土		24火	
25木	授業公開5限 PTA総会 学年懇談会	25土		25火		25木		25日		25水	委員会⑥ （前期最後）
26金	眼科②14:00	26日	9週	26水		26金		26月		26木	
27土		27月		27木	歯科検診予備日	27土		27火		27金	
28日	5週	28火	内科⑤13:30	28金		28日		28水		28土	運動会
29月	昭和の日	29水	クラブ③	29土		29月		29木		29日	21週
30火	内科①13:30	30木	耳鼻科③13:30	30日	14週	30火		30金		30月	代休
		31金	内科⑥13:30			31土		31日			

2024/4/19 現在

岩倉市立岩倉南小学校

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1 火	運動会予備日 全校集会	1 金		1 日	30週	1 水	元旦	1 土		1 土	
2 水	クラブ⑥	2 土		2 月		2 木		2 日	37週	2 日	41週
3 木		3 日	26週 文化の日	3 火		3 金		3 月		3 月	
4 金	5年魚ぎょギョ 体験	4 月	振替休日 (文化の日)	4 水	クラブ⑨	4 土		4 火	全校集会	4 火	全校集会 (最終)
5 土		5 火	南っ子学習発表 会準備	5 木		5 日	33週	5 水		5 水	
6 日	22週	6 水	委員会⑧	6 金		6 月	仕事始め	6 木		6 木	
7 月		7 木		7 土		7 火	始業式	7 金	PTA役員会・ 委員総会	7 金	
8 火	通学班集会③ 就学時健診	8 金	PTA役員会・委 員総会④	8 日	31週	8 水	3学期給食開始	8 土		8 土	
9 水	委員会⑦ (後期)	9 土		9 月		9 木		9 日	38週	9 日	42週
10 木		10 日	27週	10 火	全校集会	10 金		10 月		10 月	
11 金		11 月		11 水	保護者会1	11 土		11 火	建国記念の日	11 火	
12 土		12 火	全校集会	12 木	保護者会2	12 日	34週	12 水	クラブ⑪ (最終)	12 水	
13 日	23週	13 水		13 金	保護者会3	13 月	成人の日	13 木		13 木	
14 月	スポーツの日	14 木	南っ子児童鑑賞 日	14 土		14 火	避難訓練週間	14 金		14 金	
15 火	全校集会・児童 会認証式	15 金	⑤準備(5年)	15 日	32週	15 水	委員会⑩	15 土		15 土	
16 水		16 土	南っ子発表会	16 月		16 木		16 日	39週	16 日	43週
17 木		17 日	28週	17 火		17 金		17 月		17 月	
18 金		18 月	代休	18 水	委員会⑨	18 土	授業公開日 南っ 子フェスタ	18 火	全校集会	18 火	卒業式予行 6給 年生修了式
19 土		19 火		19 木		19 日	35週	19 水	委員会⑪ (最終)	19 水	卒業式
20 日	24週	20 水	クラブ⑧	20 金	2学期給食最終	20 月	代休	20 木		20 木	春分の日
21 月		21 木		21 土		21 火	全校集会	21 金		21 金	1～5年給食最 終
22 火		22 金	県民の日 (休業日)	22 日		22 水	クラブ⑩	22 土		22 土	
23 水	クラブ⑦	23 土	勤労感謝の日	23 月	終業式	23 木		23 日	40週 天皇誕 生日	23 日	
24 木	避難訓練	24 日	29週	24 火	冬季休業	24 金		24 月	振替休日	24 月	修了式
25 金		25 月		25 水		25 土		25 火		25 火	
26 土		26 火	全校集会 (人権集会)	26 木		26 日	36週	26 水		26 水	
27 日	25週	27 水		27 金	仕事納め	27 月		27 木		27 木	
28 月		28 木	遠足	28 土		28 火	通学班集会④	28 金	6年生を送る会	28 金	
29 火	全校集会	29 金		29 日		29 水				29 土	
30 水		30 土		30 月		30 木	新入児一日入学・ 入学説明会			30 日	
31 木				31 火		31 金				31 月	

●令和6年度 各学年の月払込額一覧表

【給食費単価:270円】

自動払込日	項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年
5月7日(火)	4・5月分給食費	8,100	8,910	8,910	8,910	8,370	8,910
	学年費	1,800	990	990	990	1,530	990
	PTA会費(長子)	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	積立費					0	0
	合計(長子)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	合計(第2子以降)	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
6月6日(木)	6月分給食費	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	4,590
	学年費	2,870	2,870	2,870	4,870	2,870	1,410
	積立費					4,000	4,000
	合計	8,000	8,000	8,000	10,000	12,000	10,000
7月8日(月)	7月分給食費	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510
	学年費	3,490	3,490	3,490	2,490	3,490	4,490
	積立費					4,000	
	合計	7,000	7,000	7,000	6,000	11,000	8,000
9月6日(金)	9月分給食費	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590
	学年費	2,410	1,410	1,410	1,410	2,410	3,410
	積立費				3,000	4,000	
	合計	7,000	6,000	6,000	9,000	11,000	8,000
10月7日(月)	10月分給食費	5,940	5,940	5,940	5,940	5,940	5,940
	学年費	60	60	60	60	1,060	1,060
	積立費				3,000	4,000	
	合計	6,000	6,000	6,000	9,000	11,000	7,000
11月7日(木)	11月分給食費	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590
	学年費	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	2,410
	積立費				3,000	4,000	
	合計	6,000	6,000	6,000	9,000	10,000	7,000
12月6日(金) ※学年費は調整	12月分給食費	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
	学年費	1,950	1,950	1,950	950	1,950	2,950
	積立費				3,000	4,000	
	合計	6,000	6,000	6,000	8,000	10,000	7,000
1月7日(火)	1月分給食費	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
	学年費	1,680	1,680	1,680	680	1,680	2,680
	積立費				3,000	4,000	
	合計	6,000	6,000	6,000	8,000	10,000	7,000
2月6日(木) ※学年費は調整	2・3月給食費	8,370	8,370	8,370	8,370	8,370	8,100
	学年費	630	630	630	630	630	900
	積立費						
	合計	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
合 計	給食費合計	48,600	49,410	49,410	49,410	48,870	48,600
	学年費合計	16,300	14,490	14,490	13,490	17,030	20,300
	PTA会費(長子)	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	積立費合計				15,000	28,000	4,000
	集金額合計(長子)	67,000	66,000	66,000	80,000	96,000	75,000
	合計(第2子以降)	64,900	63,900	63,900	77,900	93,900	72,900

※給食費の返金が生じる場合は、ゆうちょ銀行で振込をさせていただきます。(振込手数料66円は保護者負担)

※自動払込日以外でお支払いただく場合は現金支払いではなく、できるだけ学校口座にお振込をお願いします。

※学年費は12月と2月を調整月としておりますので、その月の集金額については変動する可能性があります。

※第3子の給食費は、徴収しません。

スクールカウンセラーだより



岩倉市立岩倉南小学校 令和6年4月

❀みなさんご入学・ご進級おめでとうございます！❀

岩倉南小学校のスクールカウンセラーの大楠紗衣香です。どうぞよろしくお願ひします。岩倉市では岩倉南小学校の他に、曾野小学校、岩倉東小学校をまわっています。みなさんが安心・安全に生活し、落ち着いて学校生活を過ごすことができ、成長できるよう応援しています。廊下などで見かけたら気軽に声をかけてもらえると嬉しいです。

～スクールカウンセラーって何をする人？～

学校の中で、困っていることや悩んでいることの相談をするのはもちろん、心の健康のためになる心のしくみや対処方法についてみなさんにお伝えします。お話したことの秘密は守ります。一人一人の心と身体の成長を応援します。相談は相談員の塚原先生にもできますが、スクールカウンセラーの来校日に予約してもらえると、相談できますよ！予約は担任の先生か、教頭先生に教えてね！



スクールカウンセラー自己紹介

自分の知らない世界を教えてください。
 らうことが好きです。
 おすすめのマンガやゲームぜひ教えてね☆

☆1学期の相談日☆

4月9日、23日、
 5月7日、
 6月4日、18日、
 7月2日

❀保護者の皆様へ❀

スクールカウンセラーは、お子様だけでなく、保護者の皆様からのご相談もお受けいたします。お子様の様子について心配なこと・お子様の発達について気になること、お子様の学習について気がかりなこと・ご家庭で困っていることなどありましたら是非ご相談ください。相談については秘密厳守いたします。

ご相談がありましたら、担任の先生または学校(教頭)に直接ご連絡ください(TEL:0587-66-1008)。

日程調整後に日時をお知らせいたします。



お子様の困りごとでお悩みの方へ

スクールソーシャルワーカー (SSW)

へお気軽にご相談ください

連絡先 0587 (38) 5818 <市役所：学校教育課>
月曜日～金曜日 9:00～15:30

学校へ
行きたがらない

いじめられてい
るかもしれない

もしかして
発達障害かも？

学年費や給食費
が支払えない

学校で人間関係
がつかれない

家族からの虐待
で困っている

スクールソーシャルワーカーが関係機関とつなぎながら問題の解決を支援します。

当事者（子ども・家庭）

友人関係
いじめ
問題行動
貧困



家族関係
虐待
不適応
暴力

情報共有

外部機関との連携

医療機関・福祉関係事業所
児童相談所・警察など

行動連携

個別支援



スクールソーシャルワーカー
(SSW)

関係調整

行政との連携

学校教育課・福祉課
子育て支援課など

学校との連携

教職員
子どもと親の相談員
スクールカウンセラー



令和6年度 教育相談のご案内



岩倉市教育委員会

岩倉市教育委員会では、お子様や保護者の皆様が抱えておられる『心配ごと・悩みごと』について、よりよい方向を見付けていただく手がかりとなることを願い、教育相談活動を行っています。



今年度の教育相談会は、下記のような予定で開催します。ご希望の方は、教育支援センター「おおくす」へ直接電話をいただくか、各学校の担任の先生、または、教育相談の先生までお申し込みください。

- ◇ 相談日 毎週火、木曜日（※ 下の予定表を参照）
 - ◇ 時間 火曜日午後1時～午後4時
木曜日午前9時30分～午後12時30分
 - ◇ 場所 岩倉市地域交流センター『くすのきの家』2F 相談室
(教育支援センター「おおくす」)
岩倉市中本町西出口15-1 電話 38-0300
 - ◇ 相談員 臨床心理士(教育支援センターカウンセラー)
- ※ 直接電話で予約をいただくか、学校に申し込みをお願いします。



<相談日>

	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM
4月	9日	11日	16日	18日	23日		30日	
5月	7日	9日	14日	16日	21日	23日	28日	30日
6月	4日	6日	11日	13日	18日	20日	25日	27日
7月	2日	4日	9日	11日	16日	18日	23日	25日
8月	6日		20日		27日	29日		

親の会のご案内

親の会を毎月1回開催しています。不登校でお悩みの保護者の方、お気軽にお越しください。

令和6年

4月19日(金) 13時 ~ 15時
 5月15日(水) 13時 ~ 15時
 6月18日(火) 13時 ~ 15時
 7月17日(水) 13時 ~ 15時



場所：くすのきの家2階工芸室

詳しくは右記までお問い合わせください。（連絡先 38-0300 親の会代表 鎌倉恵子）

※お子さんの状況によっては、指導員がお宅に伺って話し相手になるなどの対応も可能です。
学校教育課か「おおくす」にご相談ください。

令和6年4月9日

保護者各位

岩倉市教育委員会

保護者連絡アプリ「すぐーる」への登録について（お知らせ）

日ごろは、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、本市では今年度から欠席連絡や学校からの情報を受信することができ、多言語にも対応できる保護者連絡アプリ「すぐーる」を導入することにいたしました。このアプリは、小中学校のほか公立保育園や放課後児童クラブへの欠席連絡にも利用することができます。

また、本市の子育て情報も受信することができます。つきましては、次のように導入を進めますのでお願いいたします。

記

- 1 保護者連絡アプリ「すぐーる」登録方法について
4月26日（金）に、各小中学校から登録のご案内を配付します。
- 2 アプリの移行時期 令和6年4月26日（金）～
登録のご案内が届きましたら、早目にご登録ください。ご登録いただいた方から、欠席連絡等の使用が可能となります。なお、ご登録まではこれまで利用してきた「tetoru（テトル）」での欠席連絡等も可能です。
小学校1年生、中学校1年生、転入生の保護者の方につきましては、「すぐーる」登録のご案内が届くまでの期間、電話での欠席連絡や紙媒体によるプリントの配付への、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 3 各学校では「すぐーる」への登録状況率によって、「tetoru（テトル）」との併用期間を判断します。「tetoru（テトル）」運用は、最長5月末までで停止いたします。
- 4 その他
公立保育園及び放課後児童クラブの緊急連絡用「いわくらっこ安心メール」から「すぐーる」への登録変更については、4月以降に、公立保育園及び放課後児童クラブからご案内します。

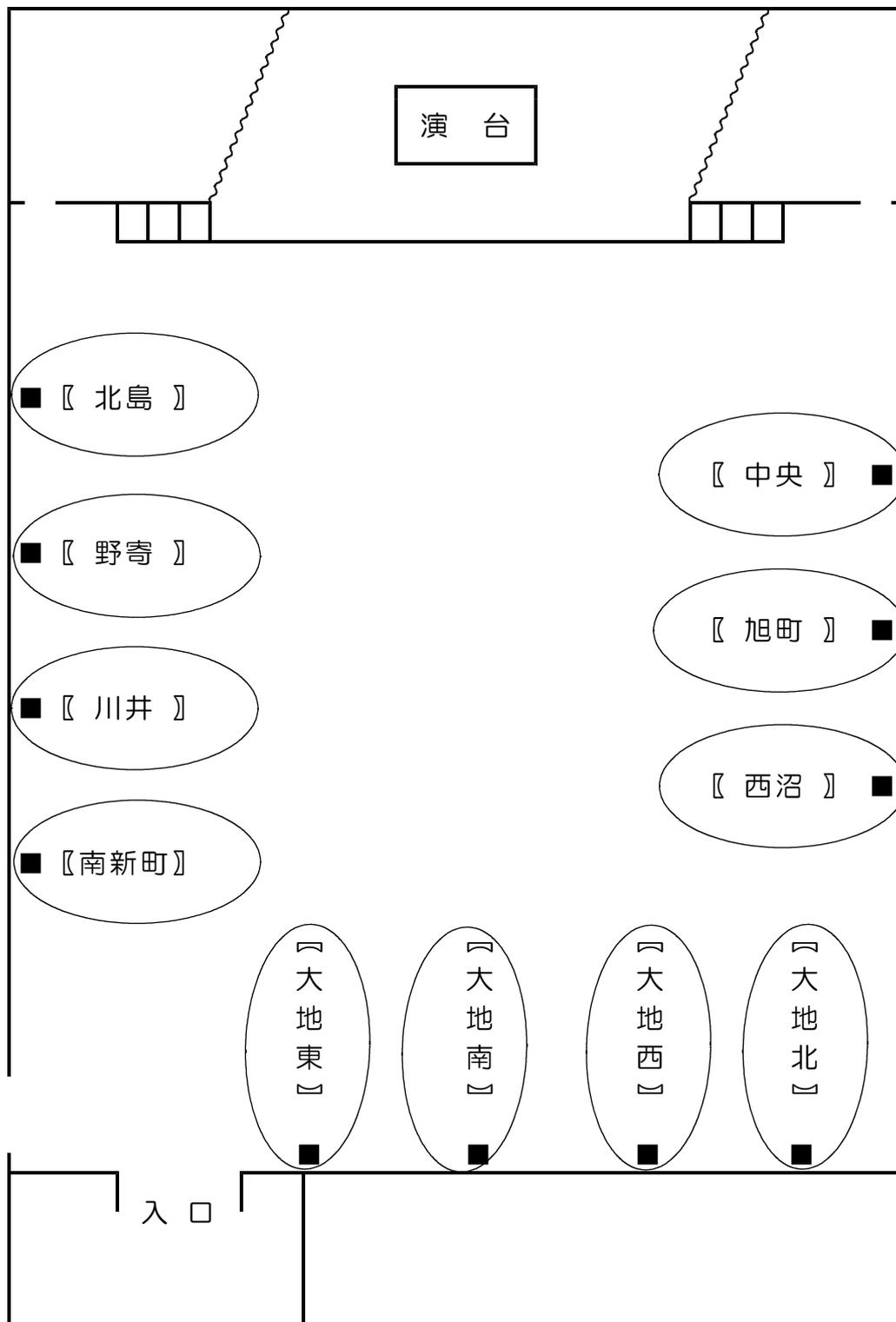
（問い合わせ先）

- ・登録に関すること・・・各学校へお問い合わせください。
- ・アプリに関すること・・・学校教育課 電話番号 0587-38-5818

地区別連絡会の配置図について

岩倉市立岩倉南小学校

○体育館



※ ■印は地区名表示場所